

平成19年7月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(行コ)第35号 不当利得金返還請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成18年(行ウ)第105号)

口頭弁論終結日 平成19年6月20日

判 決

大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号

控 訴 人 小 林 洋 一

大阪府和泉市府中町2丁目7番5号

被 控 訴 人 和 泉 市 長

井 坂 善 行

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 比 嘉 廉 丈

大阪府和泉市弥生町3丁目5番6号

同 補 助 参 加 人 稲 田 順 三

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 渡 部 一 郎

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、被控訴人補助参加人に対し、159万3340円及びこれに対する平成17年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を和泉市に対し支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

- 1 本件は、和泉市の住民である控訴人及び1審原告小林昌子が、和泉市の前市長である被控訴人補助参加人（以下「前市長」という。）が逮捕・勾留され職

務を執行することができない状態であったにもかかわらず和泉市から給与の支払を受けたのは、和泉市特別職の職員の給与に関する条例（平成7年和泉市条例第2号）8条で準用される和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号。以下「職員給与条例」という。）29条等に違反すると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被控訴人に対し、前市長に対して逮捕後の期間の給与に相当する額の不当利得返還請求をすることを求める住民訴訟である。

原審は、上記請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴を提起した。

- 2 法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決の「第2 事案の概要」の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、8頁11行目「審議される」を「審議され」と、9頁下から8行目「補助参加人」を「前市長」と、10頁7行目「職員給与条例8条」を「職員給与条例8条1項」と、11頁14行目及び17行目の「職員給与条例8条ただし書き」を「職員給与条例8条1項ただし書」と、それぞれ改める。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、前市長に対する平成17年4月分及び5月分の給与の支払が違法であるとはいえず、控訴人の請求は棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、14頁8行目「同法」を「地方自治法」と、17頁下から5行目「給料の額を全額支給する」を「給料の全額を支給する」と、18頁13行目「同条ただし書き」を「同項ただし書」と、それぞれ改める。
- 2 控訴理由にかんがみ、若干補足する。
  - (1) 控訴人は、市長の給料もその職務に対する対価であると解すべきで、市長が勤務を全くしなかった場合には、職員給与条例29条を準用し、1日単位で給与を減額すべきであると主張する。

しかし、市長の職務は広範、多岐にわたり、その勤務の具体的形態も、外形的に認識可能なものから市政について思索をめぐらすといった内面的なものまで千差万別であって、いかなる行為が市長の勤務であるかについての客観的な判断基準が見出し難いことからすれば、市長の給料が実質的には市長の地位に対する対価ないし報酬としての性格を有すると評価し得ることは、原判決（16～17頁）の説示するとおりである。また、市長の職務の上記のような性格に加え、市長には、地方公務員法に定めるような服務に関する規律が存在せず、勤務時間、休日等の定めもないことに照らせば、いかなる場合に市長が「勤務しなかった」と評価すべきかの判断は実際上も困難である。このように考えると、市長について職員給与条例29条を準用して給与を減額するようなことは、そもそも予定されていないと解するほかはない。のみならず、住民の直接投票によって選ばれた市長が、捜査当局により逮捕・勾留されたというだけで、直ちにその職務を遂行できないものとみなして給与を支給しないことが実質的にも妥当であるとまでは肯定し難い。

したがって、この点に関する控訴人の主張は採用できない。

- (2) また、控訴人は、市長に職員給与条例29条を準用しないことは、一般職の職員との間における不合理な差別であり、憲法14条に反すると主張する。

しかし、逮捕・勾留された場合の給与の支給の有無について、市長と一般職の職員との間で取扱いが異なっても、それは上記のような市長の職務の特殊性に由来するものであって、何ら憲法14条に違反するものでないことは明らかである。この点に関する控訴人の主張は採用できない。

- (3) さらに、控訴人は、本件においては、前市長の退職に対し恩恵的処遇をする理由はなく、職員給与条例8条1項ただし書を準用すべきであるとも主張する。

しかし、職員給与条例8条1項ただし書は、「懲戒処分」又は「欠格条項」により解職された者にその対象を限定しており、本件のように自己の意

思に基づいて退職した場合について同項ただし書を準用する余地がないことは、原判決（18～19頁）の説示するとおりである。この点に関する控訴人の主張は採用できない。

- 3 以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。

大阪高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 永 井 ユ タ カ

裁判官 楠 本 新

裁判官 谷 口 安 史

これは正本である。

平成19年7月27日

大阪高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 杉 本 順 一

